

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年4月19日(2012.4.19)

【公表番号】特表2011-515150(P2011-515150A)

【公表日】平成23年5月19日(2011.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2011-020

【出願番号】特願2011-500849(P2011-500849)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/00 4 0 5 D

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月5日(2012.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血管から粒状物を取り除くための吸引カテーテルであって、

長尺の吸引チューブであって、前記吸引チューブの内表面により画定される吸引管路を有し、前記吸引管路を介して流体的に接続された近位ポートおよび遠位ポートを有する吸引チューブと、

前記吸引チューブに沿って設けられるが前記吸引チューブの遠位部より近位側には延在しないガイドワイヤチューブであって、前記ガイドワイヤチューブの内表面により画定されるガイドワイヤ用管路を有すると共に、前記ガイドワイヤ用管路を介して接続された近位端開口および遠位端開口を有するガイドワイヤチューブとを備え、

前記ガイドワイヤチューブは、前記吸引チューブの前記遠位部に直接接するように固定された遠位部と、前記吸引チューブの前記遠位部に最小限に付着されている分離可能な引張解放部を画成する近位部とを含み、前記ガイドワイヤチューブに横方向に加えられた力が前記吸引チューブから前記ガイドワイヤチューブの前記引張解放部だけを分離するようになっている、

ことを特徴とする吸引カテーテル。

【請求項2】

前記ガイドワイヤチューブは、前記ガイドワイヤチューブと前記吸引チューブとを取り囲む外装スリーブによって前記吸引チューブに固定されており、前記外装スリーブは、前記引張解放部を覆う第1の厚みの近位部と、前記ガイドワイヤチューブの前記遠位部を覆う第2の厚みの遠位部とを有し、前記第2の厚みは前記第1の厚みより大きい、

請求項1の吸引カテーテル。

【請求項3】

前記ガイドワイヤチューブは、PTFEから作られ、前記引張解放部は、前記吸引チューブに熱接合により最小限に付着されており、前記熱接合は、前記横方向の力が加わったときに破壊される、

請求項1の吸引カテーテル。

【請求項4】

前記ガイドワイヤチューブは、10～30cmの長さを有する、

請求項1の吸引カテーテル。

【請求項 5】

前記引張解放部の長さは、前記ガイドワイヤチューブの長さの 0.5 ~ 1.0 % である、
請求項 1 の吸引カテーテル。

【請求項 6】

前記ガイドワイヤチューブの前記遠位部は、接着剤、溶剤接合、熱接合、および前記ガ
イドワイヤチューブの前記遠位部と前記吸引チューブとを取り囲む外装スリーブから成る
群から選択される固定手段により、前記吸引チューブに固定される、

請求項 1 の吸引カテーテル。

【請求項 7】

前記吸引チューブは更に、前記吸引チューブの壁内部に封入された補強層を備える、
請求項 1 の吸引カテーテル。

【請求項 8】

前記吸引チューブは更に、

前記吸引管路を画定する内表面を有する裏張部と、

前記裏張部の周囲に設けられ前記裏張部に接着された外套部とを備え、前記補強層は、
前記外套部と前記裏張部との間に設けられる、

請求項 7 の吸引カテーテル。

【請求項 9】

前記補強層は、管状編組を含む、

請求項 7 の吸引カテーテル。

【請求項 10】

前記吸引チューブの前記遠位ポートは、前記ガイドワイヤチューブから逸れる方向に向
いた斜めの開口を形成している、

請求項 1 の吸引カテーテル。

【請求項 11】

前記近位ポートと流体連通するよう前記吸引チューブの近位端に取り付けられたフィッ
ティングを更に備える、

請求項 1 の吸引カテーテル。